

原安防発 第 20号  
2022年8月10日

原子力規制委員会  
原子力規制庁  
緊急事案対策室長 殿

関西電力株式会社  
原子力事業本部  
原子力安全・技術部門統括  
佐藤 拓

大飯発電所原子力事業者防災業務計画の  
特定重大事故等対処施設の運用開始に伴う施行について

大飯発電所原子力事業者防災業務計画（2022年6月24日届出）の第3節 附則  
の1および3について、2022年8月10日より施行しますのでご連絡いたします。

以上

添付資料

1. 大飯発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表（抜粋）

## 大飯発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行	修 正 案	理 由
<p>大飯発電所 原子力事業者防災業務計画</p> <p>2021年8月 関西電力株式会社</p>	<p>大飯発電所 原子力事業者防災業務計画</p> <p>2022年6月 関西電力株式会社</p>	

大飯発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行	修 正 案	理 由
<p>第5章 その他</p> <p>第1節 福井県内の他原子力事業者への協力</p> <p>原子力防災管理者は、福井県内の他原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）からの要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等および原子力災害事後対策を支援するため、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）の協力を得て、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 別表5-1-3-1に定める要員の派遣および資機材の貸与</p> <p>(2) 若狭地域原子力事業者支援連携本部からの要員の派遣および資機材の貸与の協力</p> <p>(3) 上記（1）および（2）による協力を円滑に進めるための別図5-1-19に定める発電所支援会議の設置</p> <p>第2節 福井県外の原子力事業者等への協力</p> <p>原子力防災管理者は、福井県外の原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、または他の原子力事業者が輸送の安全に責任を有する事業所外運輸において原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合は、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」等に基づき要請を受けた原子力事業本部の部門統括からの支援要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等および原子力災害事後対策を支援するため、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）の協力を得て、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 別表5-2-3-2に定める要員の派遣および資機材の貸与</p> <p>第3節 附則</p> <p>1. 本計画のうち、社内組織改正に伴う変更については、大飯発電所原子力施設保安規定変更認可申請（2021年4月1日申請、開原発第5号）における原子力規制委員会の認可を受けた日以降の原子力施設保安規定の適用日から適用する。</p> <p>2. 本計画のうち、3、4号機の「特重発電機」および「特重フィルター」に係る事項については、特重施設の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子力施設に係る使用前確認終了日から適用する。</p> <p>3. 本計画のうち、3、4号機の蓄電池（3系統目）に係る事項については、蓄電池（3系統目）の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子力施設に係る使用前確認終了日から適用する。</p>	<p>第5章 その他</p> <p>第1節 福井県内の他原子力事業者への協力</p> <p>原子力防災管理者は、福井県内の他原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）からの要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等および原子力災害事後対策を支援するため、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）の協力を得て、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 別表5-1-3-1に定める要員の派遣および資機材の貸与</p> <p>(2) 若狭地域原子力事業者支援連携本部からの要員の派遣および資機材の貸与の協力</p> <p>(3) 上記（1）および（2）による協力を円滑に進めるための別図5-1-19に定める発電所支援会議の設置</p> <p>第2節 福井県外の原子力事業者等への協力</p> <p>原子力防災管理者は、福井県外の原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、または他の原子力事業者が輸送の安全に責任を有する事業所外運輸において原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合は、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」等に基づき要請を受けた原子力事業本部の部門統括からの支援要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等および原子力災害事後対策を支援するため、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）の協力を得て、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 別表5-2-3-2に定める要員の派遣および資機材の貸与</p> <p>第3節 附則</p> <p>1. 本計画のうち、3、4号機の「特重発電機」、「特重フィルター」および「特重施設」に係る事項については、特定重大事故等対応設備に係るすべての工事が完了した時の原子力施設に係る使用前確認完了日から適用する。</p> <p>2. 本計画のうち、発電所原子力防災組織の職務に係る事項については、組織改正に係る規定施行日から適用することとし、それまでの間は以下のとおり読み替える。</p> <p>第3章第2節4. 消火活動のうち、「発電所対策本部発電班長および保修班長」は、「発電所対策本部総務班長、発電班長および保修班長」と読み替える。</p> <p>第3章第2節6. 二次災害防止に関する措置のうち、「発電所対策本部保修班長」は、「発電所対策本部総務班長」と読み替える。</p> <p>3. 本計画のうち、3、4号機の蓄電池（3系統目）に係る事項については、蓄電池（3系統</p>	<p>附則の修正</p> <p>附則の修正に伴い次ページへ移動</p>

大飯発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行	修 正 案	理 由
<p style="text-align: center;">新規作成</p>	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>目)の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前確認完了日から適用する。</p> </div>	<p>記載の適正化 附則の修正に伴い前 ページから移動</p>

大飯発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行		修 正 案		理 由
別表2-1-1 原子力防災要員の職務と配置				
職 務	配 置	要 員	要 員数	
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理ならびに内閣総理大臣および原子力規制委員会（事業所外運輸に係る特定事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会および国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	本部署 情報班員	5名以上	
原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換ならびに緊急事態応急対策および原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所内または原子力防災センター	副本部長 安全管理班員 発電班員	5名以上	
当該特定事象に関する広報	発電所内または原子力防災センター	本部署 広報班員	5名以上	
原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内または原子力防災センター	副本部長 本部署 放射線管理班員 発電班員 安全管理班員	10名以上	
原子力災害の発生または拡大の防止のための措置の実施	発電所内	発電班員	47名*以上	
防災に関する施設または設備の整備および点検ならびに応急の復旧	発電所内	保守班員 放射線管理班員	13名*以上	
放射性物質による汚染の除去	発電所内または原子力防災センター	保守班員 放射線管理班員	9名以上	
被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	本部署 総務班員 保守班員	8名以上	
原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送	発電所内	本部署 総務班員	5名以上	
原子力事業所内の警備および原子力事業所内における従業員等の選	発電所内	本部署 総務班員 安全管理班員 保守班員	10名以上	
別表2-1-1 原子力防災要員の職務と配置				
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理ならびに内閣総理大臣および原子力規制委員会（事業所外運輸に係る特定事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会および国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	本部署 情報班員	5名以上	
原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換ならびに緊急事態応急対策および原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所内または原子力防災センター	副本部長 安全管理班員 発電班員	5名以上	
当該特定事象に関する広報	発電所内または原子力防災センター	本部署 広報班員	5名以上	
原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内または原子力防災センター	副本部長 本部署 放射線管理班員 発電班員 安全管理班員	10名以上	
原子力災害の発生または拡大の防止のための措置の実施	発電所内	発電班員	49名*以上	
防災に関する施設または設備の整備および点検ならびに応急の復旧	発電所内	保守班員 放射線管理班員	16名*以上	
放射性物質による汚染の除去	発電所内または原子力防災センター	保守班員 放射線管理班員	9名以上	
被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	本部署 総務班員 保守班員	8名以上	
原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送	発電所内	本部署 総務班員	5名以上	
原子力事業所内の警備および原子力事業所内における従業員等の選	発電所内	本部署 総務班員 安全管理班員 保守班員	10名以上	
注）*：別途定めるところにより活動を行う緊急安全対策要員を含む				
原子力防災要員に含まれる範囲の見直しによる修正（以下、同じ。）				

大飯発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行

修 正 案

理 由

別表2-1-1 原子力防災要員の職務と配置<sup>※1</sup>

職 務	配 置	要 員	要員数
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理ならびに内閣総理大臣および原子力規制委員会（事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会および国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	本部附 情報班員	5名以上
原子力災害緊急合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換ならびに緊急事態対応策および原子力災害事象対策についての相互の協力	発電所内または 原子力防災センター	副本部長 安全管理班員 発電班員	5名以上
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内または 原子力防災センター	本部附 広報班員	5名以上
原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内または 原子力防災センター	副本部長 本部附 放射線管理班員 発電班員 安全管理班員	10名以上
原子力災害の発生または拡大の防止のための措置の実施	発電所内	発電班員	5名 <sup>※2</sup> 以上
防災に関する施設または設備の整備および点検ならびに緊急の復旧	発電所内	保修班員 放射線管理班員	16名 <sup>※2</sup> 以上
放射性物質による汚染の除去	発電所内または 原子力防災センター	保修班員 放射線管理班員	9名以上
被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	本部附 総務班員 保修班員	8名以上
原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送	発電所内	本部附 総務班員	5名以上
原子力事業所内の警備および原子力事業所内における監業者等の巡回業務等	発電所内	本部附 総務班員 安全管理班員 保修班員	10名以上

※1：本表は特定重大事故等対処施設における工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前確認完了日から適用する。

※2：別途定めるところにより届出を行う緊急安全対策要員等を含む

新規作成

要員追加による原子力防災体制の充実（以下、同じ。）

適用時期の明確化







大飯発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行		修 正 案		理 由	
別表2-3-5 原子力防災関連資機材					
分類	名 称	数 量	点検内容 <sup>※1</sup>	点検頻度	保管場所
放射線測定器 器具	ダストマスク	31個	機能確認	1回/年	緊急時対策所 A中央制御室 モニタリングカー
	自給式呼吸器	5個	機能確認	1回/年	緊急時対策所 A中央制御室
	高濃度対応防護服	10着	外観点検	1回/年	緊急時対策所 A中央制御室 B中央制御室
	社内ネットワークライン	1回線	機能確認	1回/年	緊急時対策所
	NET電話回線	18回線	機能確認	1回/年	発電所敷地内
	社内電話（原子力事業本部間/ 各発電所間）	8/8回線	機能確認	1回/年	発電所敷地内
	衛星回線社内電話	1回線	機能確認	1回/年	緊急時対策所
	無線装置	6台	機能確認	2回/年	緊急時対策所 発電所敷地内 モニタリングカー 発電所敷地外
	衛星電話	10台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 発電所敷地内 モニタリングカー 発電所敷地外
	衛星携帯電話	8台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 発電所敷地内
非常用通信機器	緊急時衛星通信システム （ファクシミリ）	1台	機能確認	2回/年	緊急時対策所
	テレビ会議システム	2台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 免震事務所
	ファクシミリ	5台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 免震事務所
	電話	9台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 免震事務所
	安全メータータ伝送システム <sup>※2</sup>	1式	機能確認	1回/年	3号機計算機室
	可搬型モニタリングポスト	1台	機能確認	1回/年	研修館
	ホールボディアカウンタ タ室	1台	機能確認	1回/年	ホールボディアカウン タ室
	緊急時車両（ライトバン）	1台	機能確認	道路運送車両法 による	発電所敷地内駐車場
	非常用食糧	3,600食	数量確認	1回/年	発電所敷地内
	サーマルカメラ	2台	機能確認	1回/年	緊急時対策所
別表2-3-5 原子力防災関連資機材					
分類	名 称	数 量	点検内容 <sup>※1</sup>	点検頻度	保管場所
放射線測定器 器具	ダストマスク	31個	機能確認	1回/年	緊急時対策所 A中央制御室 モニタリングカー
	自給式呼吸器	5個	機能確認	1回/年	緊急時対策所 A中央制御室
	高濃度対応防護服	10着	外観点検	1回/年	緊急時対策所 A中央制御室 B中央制御室
	社内ネットワークライン	1回線	機能確認	1回/年	緊急時対策所
	NET電話回線	18回線	機能確認	1回/年	発電所敷地内
	社内電話（原子力事業本部間/ 各発電所間）	8/8回線	機能確認	1回/年	発電所敷地内
	衛星回線社内電話	1回線	機能確認	1回/年	緊急時対策所
	無線装置	6台	機能確認	2回/年	緊急時対策所 発電所敷地内 モニタリングカー 発電所敷地外
	衛星電話	10台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 発電所敷地内 モニタリングカー 発電所敷地外
	衛星携帯電話	8台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 発電所敷地内
非常用通信機器	緊急時衛星通信システム （ファクシミリ）	1台	機能確認	2回/年	緊急時対策所
	テレビ会議システム	2台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 免震事務所
	ファクシミリ	5台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 免震事務所
	電話	9台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 免震事務所
	安全メータータ伝送システム <sup>※2</sup>	1式	機能確認	1回/年	3号機計算機室
	可搬型モニタリングポスト	1台	機能確認	1回/年	研修館
	ホールボディアカウンタ タ室	1台	機能確認	1回/年	ホールボディアカウン タ室
	緊急時車両（ライトバン）	1台	機能確認	道路運送車両法 による	発電所敷地内駐車場
	非常用食糧	3,600食	数量確認	1回/年	発電所敷地内
	サーマルカメラ	2台	機能確認	1回/年	緊急時対策所
別表2-3-5 原子力防災関連資機材					
記載の適正化（保管場所の適正化）					

※1：機能確認には外観点検、数量確認を含む。外観点検には数量確認を含む。  
 ※2：ERSSへの伝送項目は、別表2-5-16のとおり。

大飯発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行

修 正 案

理 由

別表2-3-5 原子力防災関連資機材<sup>※1</sup>

分 類	名 称	数 量	点検内容 <sup>※2</sup>	点検 頻 度	保管場所
放射線検査防護用器具	ガストマスク	31 個	機能確認	1回/年	緊急時対策所 A 中央制御室 モニタリングカー
	自給式呼吸器	5 個	機能確認	1回/年	緊急時対策所 A 中央制御室
	高濃度対応防護服	10 着	外観点検	1回/年	緊急時対策所 A 中央制御室 B 中央制御室
	社内ホットライン	1 回線	機能確認	1回/年	緊急時対策所
	NTT電話回線	1.8 回線	機能確認	1回/年	発電所敷地内
	社内電話（原子力事業本部間/各発電所間）	8/6 回線	機能確認	1回/年	発電所敷地内
	緊急回線社内電話	1 回線	機能確認	1回/年	緊急時対策所
	無線探照	6 台	機能確認	2回/年	緊急時対策所 発電所敷地内 モニタリングカー 発電所敷地外
	警戒電話	1.2 台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 B 中央制御室 <u>その他の緊急時対策室内</u>
	緊急時専用電話	8 台	機能確認	1回/年	発電所敷地内
総合原子力防災ネットワークに接続する通信機器（衛星系/地上系）	緊急時専用通報システム（ファクシミリ）	1 台	機能確認	2回/年	緊急時対策所
	テレビ会議システム	2 台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 免震事務所
	ファクシミリ	5 台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 免震事務所
	電話	9 台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 免震事務所
	安全パライメータ伝送システム <sup>※3</sup>	1 式	機能確認	1回/年	3号機計算機室
計測器等	可搬型モニタリングホスト	1 台	機能確認	1回/年	研修館
	ホールポトディスプレイ	1 台	機能確認	1回/年	ホールポトディスプレイ ク室
その他資機材	緊急時車両（ライトバ）	1 台	機能確認	道路運送車両法による	発電所敷地内駐車場
	非常用食糧	3,600 食	数値確認	1回/年	発電所敷地内
	サーマルカメラ	2 台	機能確認	1回/年	緊急時対策所

※1：本表は特定重大事故等対応設備における工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子力施設に係る

※2：機能確認には外観点検、数量確認を含む。外観点検には数量確認を含む。

※3：ERSSへの伝送項目は、別表2-5-16のとおり。

適用時期の明確化

新規作成

大飯発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行		修 正 案		理 由
区分	原子力	原子力	原子力	
車線番号	AL 23	AL 23	AL 23	
原状および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	<p>＜非常用交流母線喪失または復元のおそれ＞ 非常用交流母線が1つとなった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が15分間以上継続すること、又は全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において交流動力電圧が以下のいずれかとなったとき、 なお、空形式非常用発電装置については、すべての運転モード外において、1基で1つの常設(待機)設備とみなす。 ① 使用可能な非常用高圧母線が1系統となった場合において、当該母線への供給電圧が非常用タービン発電機、炉内変圧器、起動変圧器、備置変圧器、空形式非常用発電装置または(特重発電機)のどれか1つになり、その機能が15分間以上継続したとき、 ② すべての炉内非常用高圧母線が外部電源および非常用タービン発電機からの受電に取換したとき、 ③ 外部電源からの供給が喪失した状態が3時間以上継続したとき、 ＜補足＞ 【特重発電機】 については、特重施設の仕事の計画に係るすべての仕事が完了した時の原子力施設に係る使用前確認終了以降に適用する。</p>	<p>別表3-1-2 原状法に基づき通報(報告)すべき事象</p> <p>＜非常用交流母線喪失または復元のおそれ＞ 非常用交流母線が1つとなった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が15分間以上継続すること、又は全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において交流動力電圧が以下のいずれかとなったとき、 なお、空形式非常用発電装置については、すべての運転モード外において、1基で1つの常設(待機)設備とみなす。 ① 使用可能な非常用高圧母線が1系統となった場合において、当該母線への供給電圧が非常用タービン発電機、炉内変圧器、起動変圧器、備置変圧器、空形式非常用発電装置または(特重発電機)のどれか1つになり、その機能が15分間以上継続したとき、 ② すべての炉内非常用高圧母線が外部電源および非常用タービン発電機からの受電に取換したとき、 ③ 外部電源からの供給が喪失した状態が3時間以上継続したとき、 ＜補足＞ 【特重発電機】 については、特重施設の仕事の計画に係るすべての仕事が完了した時の原子力施設に係る使用前確認終了以降に適用する。</p>	<p>別表3-1-2 原状法に基づき通報(報告)すべき事象</p> <p>＜非常用交流母線喪失または復元のおそれ＞ 非常用交流母線が1つとなった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が15分間以上継続すること、又は全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において交流動力電圧が以下のいずれかとなったとき、 なお、空形式非常用発電装置については、すべての運転モード外において、1基で1つの常設(待機)設備とみなす。 ① 使用可能な非常用高圧母線が1系統となった場合において、当該母線への供給電圧が非常用タービン発電機、炉内変圧器、起動変圧器、備置変圧器、空形式非常用発電装置または(特重発電機)のどれか1つになり、その機能が15分間以上継続したとき、 ② すべての炉内非常用高圧母線が外部電源および非常用タービン発電機からの受電に取換したとき、 ③ 外部電源からの供給が喪失した状態が3時間以上継続したとき、 ＜補足＞ 【特重発電機】 については、特重施設の仕事の計画に係るすべての仕事が完了した時の原子力施設に係る使用前確認終了以降に適用する。</p>	<p>既存の重大事故等対処設備を用いた判断基準の明確化</p> <p>記載の適正化</p>
原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 非常用交流母線からの電気の供給が停止するよう深刻な状態と見做されること、 また、外部電源の喪失に起因する可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>【非常用交流母線】とは、重大事故等の防止に必要な電気を供給する交流母線のことをいう。 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、全ての非常用交流母線が外部電源、非常用タービン発電機及び重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための常設(待機)設備(特重発電機)に属するものを含む(のいずれかの電源からも受電ができていないことをい、常用交流母線からのみ電気が供給される場合も本事象に該当する。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 非常用交流母線からの電気の供給が停止するよう深刻な状態と見做されること、 また、外部電源の喪失に起因する可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>【非常用交流母線】とは、重大事故等の防止に必要な電気を供給する交流母線のことをいう。 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、全ての非常用交流母線が外部電源、非常用タービン発電機及び重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための常設(待機)設備(特重発電機)に属するものを含む(のいずれかの電源からも受電ができていないことをい、常用交流母線からのみ電気が供給される場合も本事象に該当する。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 非常用交流母線からの電気の供給が停止するよう深刻な状態と見做されること、 また、外部電源の喪失に起因する可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>【非常用交流母線】とは、重大事故等の防止に必要な電気を供給する交流母線のことをいう。 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、全ての非常用交流母線が外部電源、非常用タービン発電機及び重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための常設(待機)設備(特重発電機)に属するものを含む(のいずれかの電源からも受電ができていないことをい、常用交流母線からのみ電気が供給される場合も本事象に該当する。</p>	
3、4号機	○	○	○	
1、2号機	-	-	-	



大飯発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

区分		修正案		理由	
AL	-	<直流電源の部分喪失> 非常用直流母線が1つとなった場合において、当該直 流母線に電気を供給する電源が1つとなる状態が5分間 以上継続すること。	-	-	-
SE	27	<全直流電源の5分間以上喪失> かつ、その状態が5分間以上継続すること。	-	-	-
GE	27	<補足> 蓄電池(3系統目)の工事の計画に係る 工事の完了した時の原子力施設に係る使用前確認終了日稼働 に適用する。	-	-	記載の適正化
<p>別表3-1-2 原注法に基づき通報基準およびEALを判断する基準の解釈(18/39)</p>					
<p>修正案</p>					
<p>理由</p>					

区分		修正案		理由	
AL	-	<直流電源の部分喪失> 非常用直流母線が1つとなった場合において、当該直 流母線に電気を供給する電源が1つとなる状態が5分間 以上継続すること。	-	-	-
SE	27	<全直流電源の5分間以上喪失> かつ、その状態が5分間以上継続すること。	-	-	-
GE	27	<補足> 蓄電池(3系統目)の工事の計画に係る 工事の完了した時の原子力施設に係る使用前確認終了日稼働 に適用する。	-	-	記載の適正化

別表3-1-2 原注法に基づき通報基準およびEALを判断する基準の解釈(18/39)

別表3-1-2 原注法に基づき通報基準およびEALを判断する基準の解釈(18/39)

大飯発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行		修 正 案		理 由
区分	車番号	AL	SE 43	
原法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象			
別表3-1-1-2 原法に基づき通報基準およびEALを判断する基準の解説(29/39)	別表3-1-1-2 原法に基づき通報基準およびEALを判断する基準の解説(29/39)			
<p>&lt;原子力格納容器圧力逃がし装置の使用&gt;                      原子力格納容器圧力逃がし装置において、原子力格納容器圧力逃がし装置が発生していない場合において、原子力格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>容器の破損及び原子力格納容器の圧力を低下させることにより、原子力格納容器の破損防止に成功することが想定されるが、原子力格納容器圧力逃がし装置を使用するに及ぶ事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事象の判断基準とする。</p> <p>【解説】                      ① 運転モード1、2、3および4において適用する。                      ② 原子力格納容器の圧力が低下している場合とは、格納容器内の格納容器内高レベルシリアモニタで1×10<sup>5</sup>mSv/h未満である場合をいう。                      ③ 「原子力格納容器圧力逃がし装置を使用」とは、「特重アラーム」の実施をいう。</p> <p>&lt;補足&gt;                      「特重アラーム」については、特重施設工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子力施設に係る使用開始後1日以内に適用する。</p>	<p>&lt;原子力格納容器圧力逃がし装置の使用&gt;                      原子力格納容器圧力逃がし装置において、原子力格納容器圧力逃がし装置が発生していない場合において、原子力格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>容器の破損及び原子力格納容器の圧力を低下させることにより、原子力格納容器の破損防止に成功することが想定されるが、原子力格納容器圧力逃がし装置を使用するに及ぶ事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事象の判断基準とする。</p> <p>【解説】                      ① 運転モード1、2、3および4において適用する。                      ② 原子力格納容器の圧力が低下している場合とは、格納容器内の格納容器内高レベルシリアモニタで1×10<sup>5</sup>mSv/h未満である場合をいう。                      ③ 「原子力格納容器圧力逃がし装置を使用」とは、「特重アラーム」の実施をいう。</p> <p>&lt;補足&gt;                      「特重アラーム」については、特重施設工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子力施設に係る使用開始後1日以内に適用する。</p>			記載の適正化
3、4号機 1、2号機	3、4号機 1、2号機			

大飯発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行

修 正 案

理 由

新規作成

別図2-1-1 発電所原子力防災組織

(発電所警戒本部および発電所原子力緊急時対策本部の組織)

階級	職 務	主 任 職 務
1	専任部長	原子力防災体制
2	専任課長	主任
3	専任係長	
4	専任係長	
5	専任係長	
6	専任係長	
7	専任係長	
8	専任係長	
9	専任係長	
10	専任係長	
11	専任係長	
12	専任係長	
13	専任係長	
14	専任係長	
15	専任係長	
16	専任係長	
17	専任係長	
18	専任係長	
19	専任係長	
20	専任係長	
21	専任係長	
22	専任係長	
23	専任係長	
24	専任係長	
25	専任係長	
26	専任係長	
27	専任係長	
28	専任係長	
29	専任係長	
30	専任係長	
31	専任係長	
32	専任係長	
33	専任係長	
34	専任係長	
35	専任係長	
36	専任係長	
37	専任係長	
38	専任係長	
39	専任係長	
40	専任係長	
41	専任係長	
42	専任係長	
43	専任係長	
44	専任係長	
45	専任係長	
46	専任係長	
47	専任係長	
48	専任係長	
49	専任係長	
50	専任係長	
51	専任係長	
52	専任係長	
53	専任係長	
54	専任係長	
55	専任係長	
56	専任係長	
57	専任係長	
58	専任係長	
59	専任係長	
60	専任係長	
61	専任係長	
62	専任係長	
63	専任係長	
64	専任係長	
65	専任係長	
66	専任係長	
67	専任係長	
68	専任係長	
69	専任係長	
70	専任係長	
71	専任係長	
72	専任係長	
73	専任係長	
74	専任係長	
75	専任係長	
76	専任係長	
77	専任係長	
78	専任係長	
79	専任係長	
80	専任係長	
81	専任係長	
82	専任係長	
83	専任係長	
84	専任係長	
85	専任係長	
86	専任係長	
87	専任係長	
88	専任係長	
89	専任係長	
90	専任係長	
91	専任係長	
92	専任係長	
93	専任係長	
94	専任係長	
95	専任係長	
96	専任係長	
97	専任係長	
98	専任係長	
99	専任係長	
100	専任係長	

理由

社内組織改正に伴う変更(以下、同じ。)

適用時期の明確化

大飯発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

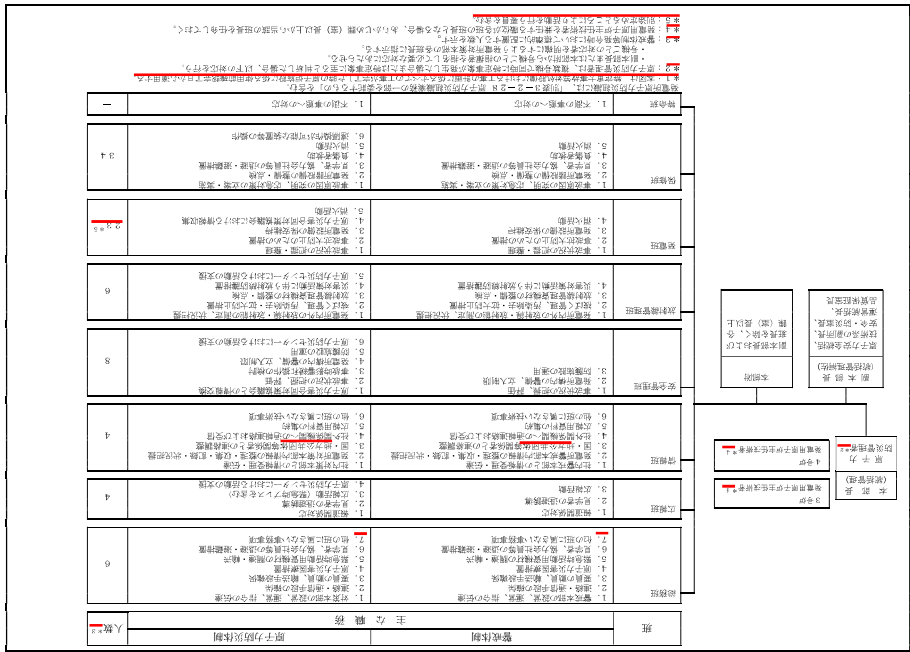
現 行

修 正 案

理 由

要員追加による原子力防災体制の充実

適用時期の明確化



新規作成